

KC Edy（電子マネー）特約

第1条（用語の定義）

- 1.本特約で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定める語句の定義と同様とします。
- 2.本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。

第2条(Edy カード)

1. Edy カードとは、当社が会員に貸与するカードに搭載する非接触 IC カード等の名称で、会員規約で定めるカードショッピングとしての利用方法のほか、楽天 Edy 株式会社の仕様により、貨幣価値（以下「Edy」といいます。）を電子的情報に置き換えて利用又は入金することができるカードのことをいいます。
2. Edy カードの利用方法は、楽天 Edy 株式会社が契約した Edy カードが利用できる加盟店（以下「加盟店」といいます。）において商品代金等の支払い又は入金するものとします。
3. 会員は本特約及びKCカード楽天 Edy サービス利用約款に従い、カードを Edy カードとして利用するものとします。

第3条(カード発行時の Edy の取扱い)

1. カードの有効期限が到来し、当社から新しい有効期限のカードが発行された場合、カードの切替等を行う場合、又はICチップの不良、暗証番号・会員氏名の変更等カードの差し替える必要が発生した場合等、当社が新しいカードを発行する場合、当社が新しく発行する前の旧カードに Edy が記録されている会員は、その Edy を使い切った後、旧カードを会員の責任において廃棄するものとします。
2. 有効期限を越えたカードには Edy を入金することができないものとします。
3. 会員がカードを紛失・盗難等に遭い、当社がカードを再発行する場合、当該カードに Edy の未使用残高があった場合でもその責任は会員が負うものとし、当社は Edy の残高がないカードを発行します。
4. 有効期限到来前に会員がカードを廃棄もしくは当社に返却した場合、Edy の残高の有無につき当社及び楽天 Edy 株式会社は責任を負わないものとします。

第4条(退会後の Edy の取扱い)

1. 会員がカードを退会するにあたり、Edy の残高が残った状態で当社にカードを返却された場合には、その Edy の使用权を放棄したものと見なすことを承諾するものとします。
2. 会員が退会する際に会員自身の責任でカードを廃棄する場合には、Edy の残高の有無につき当社及び楽天 Edy 株式会社は責任を負わないものとします。

第5条(会員資格の取消及びカード回収時のEdyの取扱い)

1. 会員が当社から会員資格の取消を受けた場合は、Edyカードとしても利用できないものとし、尚、会員の当社に対する未払いの債務がある場合には、当社は、Edyの残高と会員の未払い債務の全部又は一部を対当額で相殺することができるものとし、
2. 加盟店やATM等を通じて当社がカードを回収した場合には、当社所定の方法によりEdyの未使用残高の清算を行うことができるものとし、

第6条(本特約の優先)

1. 本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとし、
2. 本特約の内容とKCカード楽天Edyサービス利用約款の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとし、

以上

2013年9月2日